

静岡県の今後の地震対策・津波対策の方針（案）（事務局素案） ～減災社会の構築を目指して～

平成 24 年 11 月 20 日現在

本案は、今後、静岡県防災・原子力学術会議地震・火山対策分科会／津波対策分科会、市町、県庁内各部局等の意見を踏まえ、修正を重ねる予定です。

1 はじめに

- 本県では、東海地震等を対象とする第 3 次地震被害想定（平成 13 年 5 月発表。以下「第 3 次想定」という。）において推計された被害を、可能な限り減らすための具体的な対策を取りまとめた「地震対策アクションプログラム 2006」（平成 18 年 6 月策定）に基づき地震対策及び津波対策を推進している。また、平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う甚大な津波災害（東日本大震災）を機に、これまでの津波対策の総点検を行い、当面実施すべき対策を「ふじのくに津波対策アクションプログラム（短期対策編）」（平成 23 年 9 月策定）に取りまとめ、津波対策の強化を図ったところである。
- 東日本大震災は、過去数百年間の経験を基にした地震被害想定の限界、津波常襲地での避難行動の遅れによる多くの犠牲者の発生、行政機能を喪失した市町村の発生、長時間にわたる停電や燃料の供給停止による災害応急活動の遅れなど多くの教訓を残した。
- 現在、本県では、被災地への支援活動等を通じてこうした東日本大震災の教訓に学びつつ、国による南海トラフ巨大地震の被害想定との整合を図りながら、第 4 次地震被害想定（以下「第 4 次想定」という。）の策定に取り組んでおり、平成 25 年 6 月を目途に取りまとめる予定である。
- これに合わせて、本県の防災対策の基本となる「静岡県地域防災計画」を見直すとともに、第 4 次想定において推計された被害を、可能な限り減らすための具体的な対策を取りまとめた、新たな地震対策・津波対策のアクションプログラム（以下「新アクションプログラム」という。）を策定し、地震・津波対策を充実・強化することとしている。
- この方針は、第 4 次想定を踏まえた静岡県地域防災計画の修正及び新アクションプログラムの検討等を行う際の基本的な考え方を示すものであり、本県の地震・津波対策を充実・強化することにより、想定される被害をできる限り軽減すること、いわゆる「減災」を目指すものである。

○今後、第4次想定を公表するまでの間において、新たに対策が必要とされる課題が明らかになった場合は、この方針を適宜見直すこととする。

2 対象とする地震・津波

○第4次想定では、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」(平成23年9月。以下「専門調査会報告」という。)などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ側と相模トラフ側で、それぞれ次の二つのレベルの地震・津波を対象とする。

- (1) 比較的発生する頻度が高く(駿河トラフ・南海トラフ側では約100年～150年に1回の発生頻度)、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波(以下「レベル1の地震・津波」という。)
- (2) 発生する頻度は極めて少ないが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波(以下「レベル2の地震・津波」という。)

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・ 南海トラフ側	東海・東南海・南海地震 (1707年宝永地震、1854年安政東海地震、想定東海地震)	南海トラフ巨大地震
相模トラフ側	大正型関東地震	元禄型関東地震(※)

※相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型(プレート境界型)の地震が発生しており、このうち元禄関東地震(1703年)は大正関東地震(1923年)に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。国から相模トラフ側でのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波が提示されるまでの間、当該地震を相模トラフ側のレベル2の地震・津波と位置付ける。

3 地震対策・津波対策の基本方針

地震や津波などの自然災害は、その発生自体を阻止することは不可能であり、いかなる場合においても、大きな災害に見舞われる可能性があることを認識しておかなければならない。このため、地震や津波の発生時期や規模などあらゆる可能性を考慮しつつ、人命を守ることを最も重視し、ハード・ソフトの両面からできる限りの対策を組み合わせて実施することにより、被害をできるだけ少なくする考え方、いわゆる「減災」を防災の基本方針とする。

また、発生した大きな被害をできるだけ迅速に復旧し、被災前の日常生活を早期に取り戻すことは、中長期的な「減災」に結び付くと考えられることから、早期復

旧に資する方策も本方針が目指す対策の範疇として位置付ける。

(1) 基本目標

- 1 地震・津波から命を守る
- 2 被災後の県民の生活を守る
- 3 迅速、かつ着実に復旧、復興を成し遂げる

○レベル1の地震・津波はもとより、レベル2の地震・津波に対しても、ハード・ソフト両面の対策を組合せ、一人でも多くの県民の命を守ることを第一の基本目標とする。

○地震や津波から命は守れても、自宅を失い、避難所生活を余儀なくされたり、自宅は残ったものの、食料や水などの生活に必要な物資が供給されなくなるなど、多くの県民が被災後に不自由な生活を強いられることが想定される。命が守られた次の段階では、被災後のこうした事態から県民の生活を守ることを第二の基本目標とする。

○さらに、失われた住居や学校、事業所など生活・学習・就労の場を回復させ、一日も早く元の生活に戻ることができるよう、迅速、かつ着実に復旧、復興を成し遂げることを第三の基本目標とする。

(2) 減災目標

○現行の「地震対策アクションプログラム2006」は、中央防災会議が平成17年3月に示した地震防災戦略を踏まえ、「東海地震で想定される死者数の半減（達成時期：平成27年度末）」を減災目標としている。

○新アクションプログラムにおいては、第4次想定の想定結果などを踏まえ、新たな減災目標を定めるものとする。

○なお、国が新たな地震防災戦略等を示した場合には、必要に応じて減災目標の見直しを行うものとする。

4 対策の基本的な考え方

(1) 共通事項

○基本目標を達成するためには、本県が従来から取り組んでいる建築物等の耐震化や津波からの早期避難など、県民一人ひとりが主体的に取り組む「自助」の再確認が重要であり、自らの命は自ら守るという防災の原点に立ち返った対策の徹底を図る。

○「自助」では解決できない課題に対しては、自主防災組織を中心に地域の住民や事業所、学校などが協力し解決する「共助」の取組を進める。

○県は市町と連携・協力し、いわゆる「公助」として「自助」、「共助」の取組を

最大限後押しするとともに、「自助」、「共助」では対応できない課題に積極的に取り組み、「自助」、「共助」、「公助」の連携により、基本目標の達成を目指すものとする。

○取組を進めるに当たっては、35年余にわたり取り組んできた東海地震対策を基礎とし、東日本大震災の教訓や第4次想定（当面、国が発表した南海トラフ巨大地震の被害想定）を踏まえて行うものとする。

その際、南海トラフ巨大地震で想定されている被害は、第3次想定に比べ、次のような特徴があることに留意する。

- ・一部の地域では津波の浸水域が拡大し、被害が大幅に増えること。
- ・西日本の全域が被災するような超広域災害となること。
- ・大規模事故や原子力災害などの複合災害、富士山噴火などの連続災害の可能性を考慮する必要があること。

対策の検討、推進に当たっては、上記のほか、次の事項に留意する。

(超広域災害)

- ・大きな被害が発生しなかった地域からの支援（以下「広域支援」という。）が本県に届くまでには、これまでの想定を超える日時を要することが推測され、発災直後の救出救助活動や消火活動をはじめ災害応急活動等にこれまで以上の困難が予想されることから、物資や資機材の備蓄を見直すなど、被災地内での一層の自助努力に努めるものとする。
- ・本県への広域支援が円滑かつ効率的に行われるよう、富士山静岡空港の隣接地に基幹的広域防災拠点を整備するほか、県内の既存の防災拠点の見直しを行うなど、県外からの広域支援を受け入れ易い環境の整備・強化に努めるものとする。
- ・市町や県をまたいだ広域的な避難や避難の長期化も想定する必要があり、広域避難者や長期避難者に対する情報提供などの支援についても検討する。

(社会環境の変化)

- ・第3次想定の策定以降、少子高齢化などの進行に伴い、高齢者をはじめとする災害時要援護者の増加や人口減少により、防災力が低下している地域が見られることから、社会環境の変化を踏まえた、地域防災力の強化に向けた取組を進める。

(対策の総点検)

- ・本県が東海地震対策に着手してから35年以上が経過しており、完成・完了している対策についても、所期の効果が発揮されるよう現在も維持されているかなど、原点に立ち返り、総点検する必要がある。

(東日本大震災等の教訓)

- ・新たな対策は、当方針に記載されたもののほか、以下の報告書等を参照し、第3次想定策定以降、新たに得られた教訓を十分踏まえたものとする。

- ・最新の防災基本計画
- ・央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」(平成23年9月)
- ・中央防災会議 防災対策推進検討会議の「最終報告～ゆるぎない日本の再構築を目指して～」(平成24年7月)
- ・中央防災会議 防災対策推進検討会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループの「南海トラフ巨大地震対策について(中間報告)」(平成24年7月)
- ・関係省庁が公表している報告書等

(2) 地震対策

○地震の揺れから県民の命を守るには建築物の耐震化が最も基本的な対策である。国が発表した南海トラフ巨大地震の揺れによる人的・物的被害は、第3次想定を上回る数値になっている。本県では、これまで震度7の揺れに対処できるよう全県で木造住宅の耐震化をはじめ、学校施設等の耐震化、家具等の固定化、避難路沿いの落下危険物の把握やブロック塀等の転倒防止などに取り組んでおり、今後もその取組を着実に推進していく。

強い揺れに備えるための対策等については、上記のほか、次の事項に留意する。

(高経年化)

- ・現行の耐震基準(以下「新耐震基準」という。)により建設された建築物であっても、新耐震基準施行から30年以上が経過しており、橋梁、護岸等の土木構造物についても、高経年化により耐震性能が劣化していることが懸念される。今後は、構造物や建築物の高経年化に留意した上で、地震対策に取り組んでいく必要がある。

(重要な交通インフラ、ライフライン)

- ・道路、港湾、空港等の交通インフラや、電力、通信、ガス、上下水道等のライフラインは、迅速な初動対応をはじめ災害応急活動には欠かせない機能である。また本県には、首都圏と中京圏、京阪神都市圏とを結ぶ重要な交通インフラが通過しており、被災による経済活動等への影響を最小限とするためにも、交通インフラやライフラインの一層の耐震化を促進するとともに、仮

に被災した場合でも早期に機能を回復するよう、BCP の作成等復旧対策を強化していく。

(長く続く揺れと長周期地震動)

- ・ レベル 2 の地震・津波では東海地震に比べ揺れの継続時間が長くなることが予想され、住民の避難行動を阻害する可能性や、超高層建築物や長大構造物に対する長周期地震動の影響が懸念される。今後はこれらの影響についても留意した上で、地震対策に取り組んでいく。

(人工改変地・液状化)

- ・ 海溝型巨大地震に伴い人工改変地での地盤被害や軟弱地盤による被害、埋立地などの液状化被害が非常に広い範囲で発生する懸念がある。新たな開発とともに既存の施設についても、被害の拡大につながらないよう十分に配慮する必要がある。

(余震)

- ・ 東日本大震災でも明らかのように、海溝型巨大地震の発生直後から激しい余震活動が続くため、被害の拡大や災害応急活動が滞るおそれがある。余震から被災者や災害応急活動従事者等の安全を確保するための対策に取り組む必要がある。

(活断層)

- ・ 海溝型巨大地震の発生に連動して、内陸部の活断層で地震活動が活発化する懸念がある。県内の活断層の位置や分布を県民に周知するとともに、活断層の直上や隣接地では公共施設等の建設は避け、建て替える場合には移転を検討するなど活断層の活動を想定した対策に取り組む必要がある。なお、活断層を横切る交通インフラ、ライフラインについては適切な迂回路を設定するなど、寸断を回避する観点からの検討も行うものとする。

(地殻変動)

- ・ 海溝型巨大地震に伴い大きな地盤の隆起や沈降が発生する。
- ・ 地盤が隆起する地域の港湾や漁港では岸壁や航路の水深が浅くなることを前提に、港湾・漁港を活用した海からの災害応急活動について検証する必要がある。
- ・ 地盤が沈降する地域では相対的に海面が上昇するため、高潮や洪水など水に起因する災害への抵抗力が小さくなることに留意する。

(土砂災害)

- ・ 本県は県土の約 65% が山地で、県内を中央構造線やフォッサマグナなどの大規模な地質構造線が横切り、山・がけ崩れが発生しやすい急傾斜地や地すべりの危険性が高い箇所が数多く分布していることから、引き続き、急傾斜地

崩壊危険箇所等の土砂災害対策に取り組む。

- ・過去には安倍川源流部の大谷崩れや富士宮市の白鳥山などで地震の揺れに起因する大規模な崩壊が発生し、河道を閉塞した「土砂ダム」が決壊して下流部に大きな被害をもたらしていることから、その再発に留意するとともに、崩壊の危険性が高い斜面等を周知するものとする。

(孤立対策)

- ・山・がけ崩れ等により域内に通じる道路が寸断され孤立する可能性のある集落については、ヘリコプターによる支援が受けられるよう離着陸場所等を確保するとともに、通信機器用の非常用発電機等の配備を進めていく。

(3) 津波対策

○国が発表した南海トラフ巨大地震の被害想定は、第3次想定を大幅に上回り、本県の被害が最大となるケースでは、全死者数約114,300人のうち約100,300人が津波によるものと推計されている。こうした津波からいかに県民の命を守るかが本県の防災対策の最大の課題と受け止め、津波対策に重点的に取り組む。

○津波から命を守るために、津波を防ぐ施設の効果に過度に期待することは危険であり、県民一人ひとりが迅速かつ主体的に素早く避難することが最も重要な基本的な対策となる。本県では、東日本大震災の直後からこうした避難行動を後押しし、支えていくため、市町と連携し、防潮堤等の整備、津波避難計画の策定、津波避難ビルの確保、津波避難マウント（いわゆる命山）や津波避難タワーの整備、津波避難訓練の実施など直ちに実施すべき津波対策（短期対策）を取り組んでいる。今後、第4次想定の結果を踏まえ、これらの対策の現況を検証し、必要に応じて見直しを行った上で、引き続き津波対策の推進に努めていく。

津波対策の検討、推進に当たっては、上記のほか、次の事項に留意する。

(津波に関する本県の地域特性)

- ・津波の波源域が本県沿岸の近くにあることから、県内の早い所では数分で津波の第一波が来襲する。第4次想定で示す津波の最大波高と到達時間、浸水域・浸水深など地域ごとの特性を十分踏まえた上で、これまでの津波対策を再点検し、必要な対策を積極的に推進するものとする。

(津波を防ぐ施設)

- ・比較的発生頻度の高い津波（レベル1津波）を対象とした施設の整備については、第4次想定による地震動や津波高の推計結果を踏まえ、施設の高さや耐震性の確保について見直しを行い、レベル1津波に対して被害を抑止する

効果が発揮できるよう整備を推進する。

- ・発生頻度は極めて少ないものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル2津波）が来襲する場合に備え、津波が施設を乗り越えた場合にも、粘り強く減災効果が発揮できるよう耐浪性の高い構造を確保する。
- ・津波の到達時間が短い本県の特性を踏まえると、砂浜背後に防災林などが広がる地域では、防災林の嵩上げや補強を行うことは、津波を減衰させ、到達時間を遅らせるなどの減災効果があることから具体的な対策を検討する。
- ・水門・陸閘等においては、閉鎖までの時間を可能な限り短縮する必要があることから、陸閘については可能な限り常時閉鎖化を進めるとともに、河川管理や港湾・漁港利用者等の利便上常時閉鎖できない水門・陸閘等については、遠隔操作化・自動化等を関係市町と連携し推進する。
- ・既に設置されている河口部の水門等については、ゲートが自動落下するなどの機能が保持されるよう、門柱やゲート等の補強による耐震化を推進する。
- ・防潮堤等の津波を防ぐ施設の整備は、具体的には、次の段階（ステップ）を踏み推進するものとする。

区分	整備内容	備考
ステップ 1	○レベル1の津波を防ぐ施設高の確保。 ○施設の耐震性の確保（液状化対策等） 及び津波が施設を乗り越えた場合にも粘り強く効果を発揮する構造への改良。	全県的に、この段階までは、早期の完了を目指して整備を進める。
ステップ 2	レベル1を超える津波に対しては、線ではなく面で減衰させ、被害の軽減を図る。	地形的な条件、地域の合意等の条件が整った地域に対して検討を進める。
ステップ 3	レベル2の津波に対しても強いまちづくりをめざす。 (安全性を高め、避難を促す方策としてのハード整備：地形の嵩上げ・強化、二線堤の整備等)	津波防災地域づくり法に対応する長期的な取り組み。

（ハザードマップ、津波避難行動計画等）

- ・市町等が作成するハザードマップや津波避難行動計画・マニュアルについては、レベル2の津波にも対応するものとなるよう、第4次想定を基に既存のハザードマップ、津波避難行動計画等を点検し、必要に応じて見直し等を行

う。新規に作成する必要がある場合は、早期に作成する。

- ・また、市町等が見直しや新規に作成する際、必要に応じて県はその支援に当たるものとする。

(津波避難施設、避難路等)

- ・津波避難マウント（いわゆる命山）や津波避難ビル、津波避難タワー等の津波避難施設については、レベル2の津波に対しても十分な安全性並びに耐浪性が確保されているか、最新の津波避難ビル等に係るガイドラインなどに基づき再点検を行い、必要に応じて津波避難ビル等の指定の見直し等を行う。津波避難施設が不足する地域にあっては、一層の確保に努める。
- ・津波避難施設の整備については、緊急的な対策としての津波避難タワーの整備などのほか、100年、200年先を見据え、津波避難マウントのような恒久的な避難場所を確保することに努めるものとする。
- ・県民等が安全かつ迅速に避難できるよう、引き続き、避難路の確保・整備を進めるとともに、避難を誘導するための標識等の整備を行う。

(率先避難の意識の醸成)

- ・津波対策の基本は、県民の主体的な避難であることから、県民一人ひとりが率先して避難する意識を醸成していくことが重要である。あらゆる機会をとらえて、県民に津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を周知するとともに、津波防災意識が次世代に継承されるよう学校での津波防災教育の徹底に努める。
- ・各市町、海岸や港湾・漁港、河川管理者は、県民等の津波に備えた避難意識の向上に資するため、海拔表示や避難誘導のための表示板等の設置を推進する。

(情報伝達)

- ・津波避難に関する情報は、命に直結する重要な情報である。同報無線、防災ラジオのほか、携帯電話などを活用し、伝達手段の多重化、多様化を図る。

(津波避難訓練)

- ・県民の主体的な津波避難行動を促進するためには、日ごろの防災訓練などにより、住民一人ひとりに必要な津波避難行動が定着していることが重要である。引き続き、実践的な津波避難訓練を定期的に実施する。

(災害対応拠点施設)

- ・発災時に災害対応の拠点となる行政関連施設、学校、病院等の施設については、レベル2の津波が来襲した場合であっても、重大な被害を受けることなく、その機能が損なわれないことが重要である。第4次想定による浸水深等に基づき既存の施設、設備等の点検を行うとともに、必要に応じて、建物の

耐浪化、代替施設の確保などを進める。特にその必要性が高い施設については、計画的な移転の検討などを行うものとする。

(福祉・医療施設等)

- ・災害時要援護者が起居し、又は利用する社会福祉施設、病院等の福祉・医療施設等については、レベル2の津波に対する安全性を確保することが望まれる。施設ごとに第4次想定による浸水深等に基づき既存の津波避難計画等を点検するとともに、必要な見直しを行う。新規に作成する必要がある場合は、早期作成を目指す。なお、津波避難訓練の実施にあたっては、地域住民や自主防災組織等との連携に努める。また、建築物の耐浪化などに努めるほか、特にその必要性が高い施設については、計画的な移転の検討などを行うものとする。

(2次災害の防止)

- ・東日本大震災で発生した津波火災に見られるように、危険物の漏洩等が住民等に思わぬ被害を及ぼすことがある。毒性物質等を含む危険物を保管する施設における津波対策の強化を促進するなど、2次災害の防止に向けた取組を進めるものとする。

(津波による集落の孤立)

- ・伊豆半島など山地が海に迫った地域においては津波によって沿岸部の道路が途絶することにより、沿岸部の集落が孤立するおそれがある。ヘリコプターはもとより、接岸可能な舟艇等を活用した災害応急活動についても検討しておく必要がある。

(津波災害に強い地域づくり)

- ・津波防災地域づくりに関する法律を活用し、津波防災特別警戒区域に指定された区域については、原則として新たな公共公益施設の建設は認めないと、津波災害に強い地域づくりを進める。
- ・短時間のうちに来襲する津波から避難することが困難な地域の中には、予防的に高所に移転することを検討しているところがある。県は市町と連携してこうした取組を支援していく。

(4) 「内陸のフロンティア」を拓く取組

○本県は、安全・安心で魅力ある“ふじのくに”の実現を目指す「内陸のフロンティア」を拓く取組の全体構想を策定し、県・市町の連携・協力により推進している。この構想の基本目標の一つは、南海トラフの巨大地震等の有事に備えた「防災・減災機能の充実・強化」である。新東名高速道路等の高規格幹線道路を活用し、内陸高台部に津波の心配のない先進地域を築く。一方、臨海都市

部では防災・減災対策を進める。さらに両地域間を結ぶ地域連携軸を形成し、連携と相互補完による均衡ある発展を目指す。

- 構想に掲げる「防災・減災機能の充実・強化」の具体策として、内陸高台部においては、危機管理体制の強化のため、「命の道」である新東名高速道路等を活用する。また、災害に強い地域基盤の整備のため、道路防災対策等を実施する。一方、臨海都市部においては、危機管理体制の強化のため、既存施設を活用した避難先を確保する。また、災害に強い地域基盤の整備のため、河川・海岸・港湾・漁港における地震・津波対策を推進する。さらに、富士山静岡空港に基幹的広域防災拠点を整備し、高規格幹線道路を背軸とした内陸高台部と臨海都市部を結ぶ交通ネットワークの整備等により、連携軸の形成を進める。
- この構想の実現に向け、地域の課題解決に当たって規制緩和等を必要とする取組については、総合特区制度を活用するとともに、津波等の災害から地域を守るために、県内に広がりつつある住民や県民の発意による自主的な取組を支援していく。

(5) 複合災害対策、連続災害対策（原子力防災対策、富士山火山防災対策）

- 地震・津波に伴い他の災害が発生したり、地震・津波に連続して他の災害が発生した場合に、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になることから、新たにこうした複合災害、連続災害への取組が必要となっている。
- 福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力発電所の安全対策の強化が図られつつあるが、この事故の重要な教訓の一つは、地震・津波により原子力災害が起きる可能性を想定外にしてはならないということである。新たな原子力災害対策指針等を踏まえ、地震・津波災害との複合災害の可能性も考慮した原子力防災対策に取り組む。
- 富士山は、宝永噴火以降300年余にわたり噴火した記録がなく、富士山の歴史の中では非常に静穏な状態にある。海溝型地震と富士山噴火の関係は、必ずしも科学的に解明されているわけではないが、M9クラスの海溝型巨大地震が火山活動に影響を及ぼすことが知られている。富士山については、海溝型巨大地震に連続して噴火する場合も想定し、火山防災対策に取り組む。

5 新アクションプログラムについて

(1) この方針と新アクションプログラムの関係

- 当方針に示した「地震対策・津波対策の基本方針」と「対策の基本的な考え方」に基づき、具体的な対策を取りまとめた新アクションプログラムを策定する。

(2) 新アクションプログラムの位置づけ、構成等

- 新アクションプログラムは、現行の「地震対策アクションプログラム 2006」及び「ふじのくに津波対策アクションプログラム（短期対策編）」を全面的に見直し、新たな行動目標として策定する。
- 新アクションプログラムは、津波対策の中長期対策も含め、本県が今後取り組む地震対策及び津波対策の全体像を網羅したものとし、基本方針編、地震対策編及び津波対策編により構成する。

区分	内容
基本方針編	地震対策及び津波対策に関する基本目標、減災目標等
地震対策編	地震対策に関するアクション
津波対策編	津波対策に関するアクション

- 新アクションプログラムは、二つのレベルの地震・津波に備えるための平時の予防から災害応急、復旧・復興に至るまでの段階ごとに対策を示すものとする。
- 新アクションプログラムにおいては、「自助」・「共助」・「公助」の観点から、県が実施主体となるアクションはもとより、市町、県民、事業所等が実施主体となるアクションについても可能な限り盛り込む。
- 新アクションプログラムの計画期間は、平成 25 年度から平成〇年度までの〇年間とする。
- 新アクションプログラムにおいては、原則として各アクションが目指す数値目標とその達成年度を示すものとする。

(3) 新アクションプログラムの施策体系

<今後作成>